

令和8年度

# 償却資産申告の手引き

豊川市

平素から、市税につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和8年度の償却資産（固定資産税）の申告の時期がまいりましたので、ご案内いたします。  
償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の豊川市内に所在する償却資産を申告していただくことになっております（地方税法第383条）。

この手引きを参考に、同封の申告書に所定事項をご記入の上、期日までにご提出ください。

申告期限	<b>令和8年2月2日（月）</b> ※期限間近は大変混み合いますので、 <b>1月20日（火）</b> までの提出に ご協力ください。
------	--

<p>エルタックス</p> <p>申告手続きは<b>eLTAX（電子申請）</b>が便利です！</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・インターネット経由で、自宅やオフィスから申告できます</li><li>・複数の地方公共団体への申告を、まとめて送信できます</li><li>・申告書等作成時の計算をサポートする機能があります</li></ul> <p>■ホームページ <a href="https://www.eltax.ita.go.jp/">https://www.eltax.ita.go.jp/</a></p> <p>■問合せ先 0570-081459（ヘルプデスク）</p>	<p>eLTAXで申告される方も、本市が指定した「所有者コード」を記入してください。</p>
--	--

## 《提出及び問合せ先》

豊川市役所 財務部 資産税課 償却資産係  
〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地  
TEL (0533) 89-2130

豊川市 償却 申告

検索

[https://www.city.toyokawa.lg.jp/  
kurashi\\_tetsuzuki/zelkin/4/4/12651.html](https://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/zelkin/4/4/12651.html)



豊川市宣伝部長  
兼おもてなC部長  
©いなりん

# 《 目 次 》

## I 償却資産のあらまし

1 固定資産税における償却資産とは	1
2 資産種類別の主な償却資産	1
3 申告が必要な償却資産	2
4 業種別の主な償却資産	3
5 償却資産と家屋の区分	4
6 償却資産の申告対象となる車両	5
7 リース資産	5
8 国税の申告と固定資産税の申告の主な相違点	6
9 耐用年数の短縮又は増加償却	6
10 非課税となる償却資産	6
11 減免	6
12 課税標準の特例	7

## II 償却資産の申告方法

1 作成の単位	8
2 作成方法	8
3 提出期限	9
4 提出方法	9
5 調査協力のお願い	9
6 固定資産税の過年度遡及	9
7 償却資産申告書・種類別明細書の記入例	
(1) 資産の増減があった場合や特例資産を取得した場合	10・11
(2) 太陽光発電設備を取得した場合	12・13
(3) 農業用設備を取得した場合	14・15

## III 参考資料

1 償却資産の評価から税額算出まで	16
2 賃貸住宅（アパート）における主な償却資産	17
3 減価残存率表	最終頁

# I 償却資産のあらまし

## 1 固定資産税における償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、**土地・家屋以外の事業用の有形固定資産**で、その減価償却費が国税（法人税・所得税）における所得の計算上、**損金又は必要経費**に算入されるものをいいます（地方税法第341条）。

また、法人税・所得税を課されない者（公益財団法人、社会福祉法人、宗教法人等）の所有資産であっても、上記に類似する資産である場合は、償却資産に該当します。

ただし、以下の資産は償却資産ではありません。

- ① 取得価額が少額の資産や、政令で定める特定の資産（参考：P2）
- ② 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両（参考：P5）

## 2 資産種類別の主な償却資産

償却資産を種類別に例示すると、下表のとおりです。

資産の種類		主な償却資産
第1種	構築物	敷地内舗装（駐車場等）、緑化施設・庭園・植栽、門、塀、フェンス、擁壁、屋外給排水設備、ビニールハウス、屋上看板・広告塔等
	建物附属設備 (参考：P4)	① 家屋の所有者が取り付けた受変電設備（キュービクル）、中央監視設備等 ② 家屋の賃借人（テナント）が取り付けた内装、店舗造作、建築設備
第2種	機械及び装置	大型特殊自動車（参考：P5）、工作機械、印刷機械、食品加工機械、農業用機械、輸送用機械、駐車場機械装置、太陽光発電設備等
第3種	船舶	漁船、客船、貨物船、遊覧船、モーターべート、ヨット、はしけ等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（参考：P5）
第6種	工具、器具及び備品	事務机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、テレビ、壁掛型ルームエアコン、冷蔵庫、カーテン、じゅうたん、厨房用品、パソコン、プリンター、レジスター、サーバー、放送用設備、電話設備、測定機器、光学機器、医療機器、理容・美容機器、大型コンテナ、金庫、パチンコ台、ゲーム機器、漁具、葬儀用具、楽器、自動販売機、無人駐車管理装置、消火器等

### 3 申告が必要な償却資産

毎年1月1日（賦課期日）現在において、事業用に利用可能な償却資産を所有している場合は、申告が必要です。

（1）次に掲げる資産も、事業用に利用可能な状態であれば、申告対象になります。

- ① 償却済資産（減価償却が終わった資産）（参考：P6）
- ② 建設仮勘定で経理されている、完成した資産
- ③ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ④ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、再稼働できる状態にある資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦ 借用資産（リース資産）で、契約内容が割賦販売と同等である資産（参考：P5）
- ⑧ 福利厚生施設（社宅・宿舎、医療施設、保養所等）で使用されている資産

（2）少額資産は、取得価額と税務会計上の経理区分によっては、申告対象になります。

償却資産の取得価額は、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。これには、資産本体の価額のほか、引取運賃、荷役費、購入手数料、設計管理費、据付費等の付帯費用も含まれます。

なお、消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価額でご申告ください。

少額資産の申告要否は、償却方法によって異なります。詳しくは、下表を参考にしてください。

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却（注1）	○	○	○	○
中小企業特例（注2）	○	○	○	
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		
リース資産（注3）	×	×	○	○

○=申告が必要 ×=申告不要

（注1）個人事業主の場合、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

（注2）租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産については、申告対象になります（参考：P6）。

（注3）平成20年4月1日以後に締結されたリース契約の対象資産のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産

## 4 業種別の主な償却資産

償却資産を業種別に例示すると、下表のとおりです。

業種	主な償却資産の内容 ( ) 内の数字は耐用年数
共通	アスファルト舗装(10)、コンクリート舗装(15)、タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、壁掛け型ルームエアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、間仕切り(3又は15)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、給排水設備(15)等
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ機器(5)、冷蔵庫(6)等
理容業・美容業	理容・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)等
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)等
加工業・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)等
医業・歯科業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)等
農業・畜産業	ビニールハウス(骨格が金属製のもの(14)、左記以外のもの(8))、農耕用車両(小型特殊自動車を除く。)(7)、温室管理装置や乾燥機等の農業機械設備(7)、果樹棚(14)等
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、コンクリート造の塀(15)、フェンス(10)、緑化施設(20)、太陽光発電設備(17)、自転車置き場(10)、屋外給排水設備(15)等 ※賃貸住宅(アパート)については、P17もご参照ください。
建設業	ブルドーザーやパワーショベル等の大型特殊自動車(6)(参考:P5)、ブロックゲージ(5)、ポータブル発電機(6)等
娯楽業	パチンコ台(2)、パチスロ台(3)、ゲーム機器(15)、POSシステム(5)、両替機(5)、玉貸機(5)、玉洗浄機(10)、島台(5又は10)、店内放送設備(6)等
ガソリン給油所	独立キャノピー(45)、屋外照明設備(15)、地下タンク(8又は15)、洗車機(8)、ガスボンベ(6)、オートリフト(15)等

償却資産の評価に用いる耐用年数は、国税(法人税・所得税)の計算で用いるものと同一です。原則として、「法定耐用年数」(注)をご使用ください。

耐用年数についてご質問がある場合は、税務署にお問い合わせください。

(注) 「法定耐用年数」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表の規定による耐用年数をいいます。

## 5 償却資産と家屋の区分

建物附属設備は、家屋に含まれるものと償却資産に含まれるものに区分されます。

また、事業所家屋が自己所有であるか借家であるかによって、申告が必要となるものが異なります。

### 事業所家屋の所有者と償却資産の区分

事業所家屋の所有区分	償却資産として申告が必要なもの
自己所有の場合	独立した機器としての性格が強いものや、家屋と構造上一体でないもの、屋外の設備（一般的な区分は下記のとおり）
借家の場合	賃借人（テナント）が取り付けた床・壁・天井、店舗造作等工事一式及び建築設備全て

### 事業所家屋が自己所有の場合の償却資産と家屋の区分

設備の種類	償却資産とするもの（申告が必要）	家屋とするもの（申告不要）
電気	受変電設備	(屋根材として設置された太陽光発電設備のパネルと架台部分は、家屋に区分)
	予備電源設備	
	中央監視設備	
	LAN 設備	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー等の機器
	監視カメラ設備	カメラ、受像機（テレビ）
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	
衛生	インターホン設備	設備一式
	避雷設備	
	火災報知設備	
	給排水設備	特定の生産又は業務用設備
空調	ガス設備	左記以外の設備
	局所式給湯設備	ユニットバス用、床暖房用等
	消火設備	消火栓設備、スプリンクラー設備等
その他	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）
	空調設備	ルームエアコン（壁掛・据置型など）
	換気設備	特定の生産又は業務用設備
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター等
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (ホテル・寮・病院等の設備)
	洗濯設備	左記以外の設備

## 6 償却資産の申告対象となる車両

償却資産の申告対象となるのは、大型特殊自動車です。ナンバープレートの有無や、公道走行の有無に関わらず、全て申告が必要です。

種別	税目	償却資産の取扱い
普通自動車	自動車税	
小型自動車	二輪以外 二輪	×
軽自動車		（申告不要）
原動機付自転車	軽自動車税	
特定小型原動機付自転車 (電動キックボードなど)		
小型特殊自動車		
大型特殊自動車	※下記の規格表を参考に判断してください。 固定資産税（償却資産）	○（申告が必要）

小型特殊自動車の規格（以下の基準を1つでも超えていれば、大型特殊自動車です）

種別	規格	長さ	幅	高さ	最高速度	排気量
農耕用作業自動車	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h未満	制限なし	
上記以外の特殊自動車	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	15km/h以下	制限なし	

ナンバープレートの例



大型特殊自動車の場合、この数字（分類番号）が「0」又は「9」で始まります。  
詳しくは、下表をご参照ください。

ナンバープレートの分類番号別の主な大型特殊自動車

分類番号	資産の種類	主な大型特殊自動車
0、00～09、 000～099	第2種：機械及び装置	建設機械に該当するもの (ブルドーザー、パワーショベル等)
9、90～99、 900～999	第5種：車両及び運搬具	建設機械以外のもの (フォークリフト、トラクター等)

## 7 リース資産

リース資産は契約内容により、貸主が申告する場合と借主が申告する場合に分かれます。

契約内容	貸主	借主
通常の賃貸契約によるリース資産 賃貸期間満了と同時に資産が回収される場合	○（申告が必要）	×（申告不要）
実際の売買に当たるようなリース資産 賃貸期間満了後に資産が使用者の所有物となる場合	×（申告不要）	○（申告が必要）

## 8 国税の申告と固定資産税の申告の主な相違点

項目	国税（法人税・所得税）	固定資産税（償却資産）
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	家屋以外の一般資産は、定率法・定額法の選択制	定率法（参考：P16、最終頁） （「固定資産評価基準」別表第15（国税の旧定率法に相当）を適用）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2の減価率）
評価額の最低限度	備忘価額（1円まで）	取得価額の5% (償却済資産でも申告が必要)
圧縮記帳	認められる	認められない (本来の取得価額での申告が必要)
特別償却・割増償却	認められる	認められない (通常の減価率で減価)
中小企業の少額資産の損金算入の特例	認められる	認められない（参考：P2） (申告が必要)
改良費（資本的支出）	原則として区分評価	区分評価 (本体資産と分けての申告が必要)

## 9 耐用年数の短縮又は増加償却

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、耐用年数の短縮又は増加償却が適用された資産がある場合は、国税局長又は税務署長への承認通知書の写し又は届出書の写しを申告書に添付してください。

これらの資産については、税務会計の取扱いに準じて評価額が算出されます。

## 10 非課税となる償却資産

一定の要件に該当する償却資産は、固定資産税が非課税になります（地方税法第348条第2項、第4項～第8項）。

該当する資産を取得した場合は、「固定資産税非課税適用申告書」に必要事項をご記入の上、事実を証する書類を添付してご提出ください。詳しくは、資産税課までお問い合わせください。

## 11 減免

償却資産が被災したときなど、一定の要件に該当する場合は、固定資産税の減免を受けることができます（豊川市市税条例第49条）。

減免を受ける場合は、「固定資産税減免申請書」に必要事項をご記入の上、事実を証する書類を添付してご提出ください。詳しくは、資産税課までお問い合わせください。

## 12 課税標準の特例

一定の要件に該当する償却資産には、課税標準の特例が適用されます。

該当する資産を取得した場合は、「固定資産税課税標準特例適用申告書」に必要事項をご記入の上、事実を証する書類を添付してご提出ください。なお、下表の特例率は豊川市市税条例に規定されているものです。

「固定資産税課税標準特例適用申告書」は、資産税課窓口又は豊川市ホームページ内にあります。

### 課税標準の特例の対象となる償却資産の例（抜粋）

根拠規定	特例対象資産			特例率	適用期間	事実を証する書類(写し)	
<b>地方税法</b>							
第349条の3	第27項	家庭的保育事業用資産	3分の1	期限なし	・当該事業に係る認可証 ・事業の用に供している ことがわかる書類		
	第28項	居宅訪問型保育事業用資産	3分の1	期限なし			
	第29項	事業所内保育事業用資産	3分の1	期限なし			
<b>地方税法附則</b>							
第15条	第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	2分の1	期限なし	・特定施設設置（又は使用、変更）届出書 ・除害施設新設等届出書 ・特例対象資産があることがわかる書類 ・指定避難施設に指定されたことがわかる書類 ・管理協定に関する書類 ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書 ・再生可能エネルギー発電設備認定通知書 ・先端設備等導入計画の認定書 ・工業会等による仕様等証明書		
	第2項第5号	下水道除害施設	5分の4	期限なし			
	第21項	津波対策に資する資産	2分の1	4年間			
	第23項第1号	指定避難用償却資産	3分の2	5年間			
	第23項第2号	協定避難用償却資産	2分の1	5年間			
	第25項第1号イ	特定太陽光発電設備	1,000kW未満	3分の2	3年間		
	第25項第3号イ		1,000kW以上	4分の3	3年間		
	第25項第1号ロ	特定風力発電設備	20kW以上	3分の2	3年間		
	第25項第3号ロ		20kW未満	4分の3	3年間		
	第25項第3号ハ	特定水力発電設備	5,000kW以上	4分の3	3年間		
	第25項第4号イ		5,000kW未満	2分の1	3年間		
	第25項第1号ハ	特定地熱発電設備	1,000kW未満	3分の2	3年間		
	第25項第4号ロ		1,000kW以上	2分の1	3年間		
	第25項第1号ニ	特定バイオマス発電設備	10,000kW以上	木竹・農産物以外	3分の2	3年間	※リース会社が申告する場合は、以下の書類も添付してください。 ・リース契約書 ・固定資産税軽減計算書
	第25項第2号		20,000kW未満	木竹・農産物	7分の6	3年間	
	第25項第4号ハ		10,000kW未満		2分の1	3年間	
	第43項	中小企業等が認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の設備等	令和7年4月1日から 令和9年3月31日 までに取得	賃上げ率 1.5%以上	2分の1	3年間	
	第44項			賃上げ率 3%以上	4分の1	5年間	
			令和5年4月1日から 令和7年3月31日 までに取得	賃上げなし	2分の1	3年間	
			令和5年4月1日から 令和6年3月31日 までに取得	賃上げ率 1.5%以上	3分の1	5年間	
			令和6年4月1日から 令和7年3月31日 までに取得		3分の1	4年間	
旧第64条			令和5年3月31日までに取得		0	3年間	

## II 償却資産の申告方法

### 1 作成の単位

豊川市内に所在する償却資産について、必要に応じて「償却資産申告書」、「種類別明細書」、増減がある場合は「種類別明細書（増加用・減少用）」を作成してください。  
市内に複数の事業所がある場合は、主たる事業所にまとめて作成してください

### 2 作成方法

所在、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、この「申告の手引き」を熟読の上、記入例（P10～15）を参考にご記入ください。

非課税資産、課税標準の特例が適用される資産、耐用年数の短縮が適用される資産、増加償却が適用される資産がある場合は、「種類別明細書」の「摘要」欄にその旨をご記入ください。資産の増減理由について特記事項がある場合も同様です。

上記の資産を新たに取得した場合は、別途書類の提出が必要です（参考：P6、7）。

#### （1）今までに申告したことがある方（資産の増減あり・増減なし申告）

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの増加資産及び減少資産をご申告ください。増加・減少がなかった場合も、「前年中資産増減なし」のご申告をお願いします。  
また、昨年1月1日時点で償却資産を所有している方には「種類別明細書」を同封しておりますので、そちらもご確認の上、ご申告ください。

申告区分	申告書	種類別明細書	記入事項
資産増減あり	○	○	申告書の（イ）～（二）欄の数値を訂正し、増加資産（申告漏れ資産を含む）がある場合は種類別明細書に追記してください。また、減少資産がある場合は朱線で訂正してください（参考：P10、11）。
資産増減なし	○	×	申告書の（イ）欄の数値を（二）欄に転記し、「18備考」欄の「前年中資産増減なし」を○で囲んでください。

○＝申告が必要 ×＝申告不要

#### （2）初めて申告する方（全資産申告・該当資産なし申告）

申告区分	申告書	種類別明細書	記入事項
該当資産あり	○	○	種類別明細書には、豊川市内に所在する全資産をご記入ください。
該当資産なし	○	×	申告書の「18 備考」欄の「該当資産なし」を○で囲んでください。

○＝申告が必要 ×＝申告不要

### (3) 電算又は eLTAX により申告する方

令和8年1月1日現在において豊川市内に所在する全ての償却資産について、「償却資産申告書」を作成し「種類別明細書（全資産用）」を添付の上、ご申告ください。ただし、資産の増減がある場合は、「種類別明細書（増加用・減少用）」を添付してください。

なお、本市ではプレ申告データを送信できませんので、ご了承ください。

## 3 提出期限

### 令和8年2月2日（月）

期限間近になりますと、窓口が混雑しますので、1月20日（火）までの提出にご協力ください。

## 4 提出方法（eLTAX による申告を除く）

### (1) 持参する場合

豊川市役所 資産税課（北庁舎1階）で受け付けます。

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 郵送する場合

〈提出先〉（背表紙のラベルを切り取って、封筒の宛先にご利用ください。）

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

**豊川市役所 財務部 資産税課 償却資産係**

※控えが必要な場合は、返信用封筒（切手貼付）をご同封ください。

## 5 調査協力のお願い

固定資産評価事務に従事する市町村職員は、質問、帳簿書類・現物の確認等による調査を行い、公正な評価に努めることとされています（地方税法第403条第2項）。

このため、本市では償却資産の申告が公平かつ適正に行われているかを調査しています。また、国税（法人税・所得税）に関する書類を閲覧することができます（地方税法第353条、第354条の2）。

調査をお願いした場合は、ご協力をお願いします。

## 6 固定資産税の過年度遡及

申告内容に誤りがあった場合や、申告漏れがあった場合、固定資産税が過年度に遡って課税されることがあります（最大5年度分。不正に税額を免れた場合は、最大7年度分）。

過年度遡及が発生した場合の納期は、通常と異なり、1回となります。

## 7 債却資産申告書・種類別明細書の記入例

### (1) 資産の増減があつた場合や特例資産を取得した場合

**「1 住所」**  
個人の場合は、住民登録上の住所及び氏名を、  
法人の場合は、固定資産税に関する事務を行う事務所所在地を記入してください。

**氏名欄の訂正**  
(「18 備考」欄にも、その理由を記入してください。)

令和8年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）									
受付印	令和8年 / 月 5日	豊川市長 殿	442-8601 トヨカラシスウチヨウノハシ	3 個人番号又 は法人番号	053-89-213000	8 短縮耐用年数の承認	有・無	所有者コード	00000970800
1 住所	豊川市諏訪 / 丁目 / 番地 (電話 053-89-2130)	4 事業種目 (資本等の金額)	不動産業 (100 百万円)	9 増加償却の届出	有・無	6 機械 (提出用)	eLTAX で申告される方も、本市が指定した 「所有者コード」を記入してください。		
有 者 又は納税通 知書送達先 者	2 氏名 (法人にあつ てはその名 格及び代表 者の氏名)	5 事業開始年月 経営者 の氏名 (電話 053-89-2130)	6 この申告に 応答する者 の氏名 (電話 053-89-2130)	10 非課税該当資産	有・無	7 合計	「16 債却資産」 借用資産がある場合は、貸主名、連絡先を 記入してください。		
有 者 又は納税通 知書送達先 者	2 氏名 (法人にあつ てはその名 格及び代表 者の氏名)	7 税理士等の 氏名 (電話 053-89-2111)	8 債却資産の特例 11 課税標準の特例 (有)・無	12 特別償却又は延縮記帳	有・無	8 債却資産の特例 (有)・無	「16 債却資産」 借用資産がある場合は、貸主名、連絡先を 記入してください。		
資産の種類	前年期に取得したもの の額	前年中に取得したもの の額	前年中に取得したもの の額	前年中に取得したもの の額	前年中に取得したもの の額	前年中に取得したもの の額	前年中に取得したもの の額	前年中に取得したもの の額	前年中に取得したもの の額
1 構築物	4,461,751 千円	1,700,73 千円	1,700,73 千円	1,700,73 千円	1,700,73 千円	1,700,73 千円	1,700,73 千円	1,700,73 千円	1,700,73 千円
2 機械及び 装置	80,000 千円	790,000 千円	500,000 千円	500,000 千円	500,000 千円	500,000 千円	500,000 千円	500,000 千円	500,000 千円
3 船									
4 航空機									
5 車両及び 工具、器具	4,000,000 千円	2,000,000 千円	2,000,000 千円	2,000,000 千円	2,000,000 千円	2,000,000 千円	2,000,000 千円	2,000,000 千円	2,000,000 千円
6 工具、器具 及び備品	5,794,735 千円	4,444,444 千円	4,444,444 千円	4,444,444 千円	4,444,444 千円	4,444,444 千円	4,444,444 千円	4,444,444 千円	4,444,444 千円
7 合計	17,996,535 千円	11,593,621 千円	11,593,621 千円	11,593,621 千円	11,593,621 千円	11,593,621 千円	11,593,621 千円	11,593,621 千円	11,593,621 千円
資産の種類	評価額	決定期	課税標準額	課税標準額	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借入 令和7年10月商号変更 例別第15条第14項該当 光輪設備等の事務用車輛 機械及び 備品			
1 構築物	1,700,73 千円	1,700,73 千円	1,700,73 千円	1,700,73 千円	18 備考 (添付書類等)	以下の項目にあてはまる場合は記入又は○で囲んでください。 ・転出・廃業・解散等 ・前年中資産増減なし ・該当資産なし			
2 機械及び 装置									

**「取得価額」**  
非課税資産を含めて  
計算してください。

※評価額・決定価格・課税標準額は企業の電算処理による申告以外は記入なしで構いません。

**「評価額」「決定価格」「課税標準額」**：電算処理による申告以外は記入なしで構いません。

「3 個人番号又は法人番号」  
個人番号を記入された場合は、提出の際に個人番号通知等の番号確認ができる  
るもの及び運転免許証等の身元確認ができるもの、又は個人番号カードの提示  
(郵送の場合は写しの同封)が必要となります。  
法人の場合は、法人番号確認のための書類等は不要です。  
(注) 番号が記載されていないことを理由に申告をお断りすることはございません。

eLTAX で申告される方も、本市が指定した  
「所有者コード」を記入してください。

「16 債却資産」  
借用資産がある場合は、貸主名、連絡先を  
記入してください。

「18 備考」  
該当項目を○で囲み、次の事項を記入して  
ください。  
①前年中に資産の所在地、所有者の住所、氏  
名又は名称等に異動があつた場合は、異  
動年月日、旧住所及び名称  
②納税管理人を定めている場合は、その者の  
住所、氏名  
③添付書類がある場合は、その名称  
④その他、この申告に必要な事項

工業会等による使用等證明書(手)

機械特別適用申告書

計画の申議及決定書(手)

機械特別適用申告書

工業会等による使用等證明書(手)



## (2) 太陽光発電設備を取得した場合

（フェンスを含む）電線設備の記述例

- ・太陽光発電設備の取得価額（工事費等を含む）4,400,000円（資産の種類：2種類）

※※評価額・決定価格・課税標準額は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

◎太陽光發電設備設置 | 1 方へ

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。以下をご参考に、所有している太陽光発電設備の設置状況を確認してください。

## 1. 設置者、業者電機による償却資産申告の必要性

<p>個人</p> <p>売電する場合は事業用資産となり、発電に係る設備は申告が必要です。</p>	<p>事業用資産となります。発電出力量や、全量売電か余剰売電かに関わらず、<u>申告が必須です。</u> ※売電しない場合でも、申告が必要です。</p>
<p>法人</p> <p>個人事業主</p>	

## 2. 申告対象となる償却資産

- ・太陽光パネル（架台に乗せて屋根に設置した場合や、地上や家屋の要件を満たしていない構築物などに設置した場合）・架台・送電設備・電力計・パワーコンディショナーなど
- ※太陽光パネルについて、家屋と一体になっている

※太陽光パネルについて、家屋と一緒にになっている建材（屋根材）は、課税対象ではありません。

してください。

類等)

る場合は

卷之三

卷之三

-----

—

-----

卷之三

卷之三

令和8年度 種類別明細書

年号  
4…平成 5…令和

所有者コード  
0000099080 /

行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取年月 年号	取得年月 年号	取得価額	減価残額	減価償却率	耐用年数	(4) 課税標準の特例		課税標準の特例 率 (%)	課税標準の特例 額 (万円)	標準額 (万円)	増加事由	摘要
										率 (%)	額 (万円)					
01	/	フェンス工事	/	5 7 6 10億	5 7 6 10億	880000000 円	440000000 円	17	10	1.2	3.4	1.2	5280000	5280000	1.2	枚のうち
02	2	太陽光発電設備	/	5 7 6 10億	5 7 6 10億	440000000 円	440000000 円	17	10	1.2	3.4	1.2	5280000	5280000	1.2	枚のうち
03																
04																
05																
09																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																

資産の種類

償却資産の分類に応じ、  
1～6の数字を記入して  
ください (参考: P1)。

この欄の記入は不要です。

太陽光パネルの他に、架台・送電設備・  
電力計等一式が申告対象となります。

取得価額について

本体価格だけでなく、設置工事費用を含む合計金額を記入して  
ください。

●確定申告で減価償却費を計上している場合

確定申告と同じ金額で申告してください。ただし、補助金  
分を減額するなど圧縮記帳をしている場合は、減額前の金額  
で申告してください。

●確定申告をしていない場合

工事契約書等、金額の詳細がわかる資料でご確認の上、記  
入してください。

○消費税の取扱い

消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合(税  
込経理方式)は、消費税を含めた取得価額で記入してください。

電算処理による申告以外は、  
この欄の記入は不要です。

注意「増加事由」の欄は、1.新品取得 2.中古品取  
得 3.移動による受入れ 4.その他いすれか  
に○印を付けて下さい。

1……明治 3……昭和 5……令和  
2……大正 4……平成

### (3) 農業用設備を取得した場合（令和7年11月取得）

- ・ビニールハウス金属製（工事費等を含む）1,100,000円（資産の種類：1 構築物 耐用年数 14年）
  - ・ビニールハウス（パイプハウス：工事費等を含む）880,000円（資産の種類：1 構築物 耐用年数 8年）
  - ・乾燥機 700,000円（資産の種類：2 機械及び装置 耐用年数 7年）
  - ・保冷庫 200,000円（資産の種類：6 工具、器具及び備品 耐用年数 6年）

受付印		令和8年 / 月 6日		豊川市長殿	
所 有 者 有 限 会 社 (アリガナ) （又は納税通 知書送達先 者）		〒442-8601 トヨカラシスコワ 豊川市諏訪/丁目/番地 (電話 0533-89-2/30)		所 有 者 0000090802 ド	
1 住 所 (アリガナ) 氏 名 (法人にあつ てはそび 代表 者)の氏名	3 個人番号又 は法人番号 4 事業種目 (資本等の金額)		8 短縮耐用年数の承認 9 増加償却の届出 10 非課税該当資産 11 課税標準の特例 12 特別償却又は圧縮記帳 13 税務会計上の償却方法 14 青色申告		有・無 （無 用） 有・無 （無 用） 有・無 （無 用） 有・無 （無 用） 有・無 （無 用） 有・無 （無 用）
			5 事業開始年月 6 ごの申告に 応する者 の姓 及び 氏名 (電話 0533-89-2/30)		
資産の種類		取 得 価額 前年中に取得したもの 前年中に減少したもの （税込）		15 市 (区) 町村内 における事業所 等資産の所在地 ① ② ③	
1 構築物 機械及び 装置		十億 百万 円	十億 百万 円	計 (税込) 1,800,000 / 1,000,000 / 900,000	15 市 (区) 町村内 における事業所 等資産の所在地 ① ② ③
3 船 4 航空機 5 車両及び 器具 6 工具 及 7 合 計		1,200,000	1,200,000	2,000,000 / 800,000 / 800,000	16 借用資産 (有・無)
資産の種類		* 評価額 * 決定価格 （税込）		17 事業所用家屋の所有区分 （自己所有・借家 等）	
1 構築物 機械及び 装置		十億 百万 円	十億 百万 円	18 備考 (添付書類等) 以下の項目にあてはまる場合は 記入又は○で印をください。 ・転出・廃業・解散等 （年月日） ・前年中資産増減なし ・該当資産なし	
3 船 4 航空機 5 車両及び 器具 6 工具 及 7 合 計		電算処理による申告以外は、 この欄の記入は不要です。			

課税標準額：決定価格：業者による申告をもとに算定される額

書細明別類

八和年

所有者コード  
00000990802

年号  
4…平成 5…令和

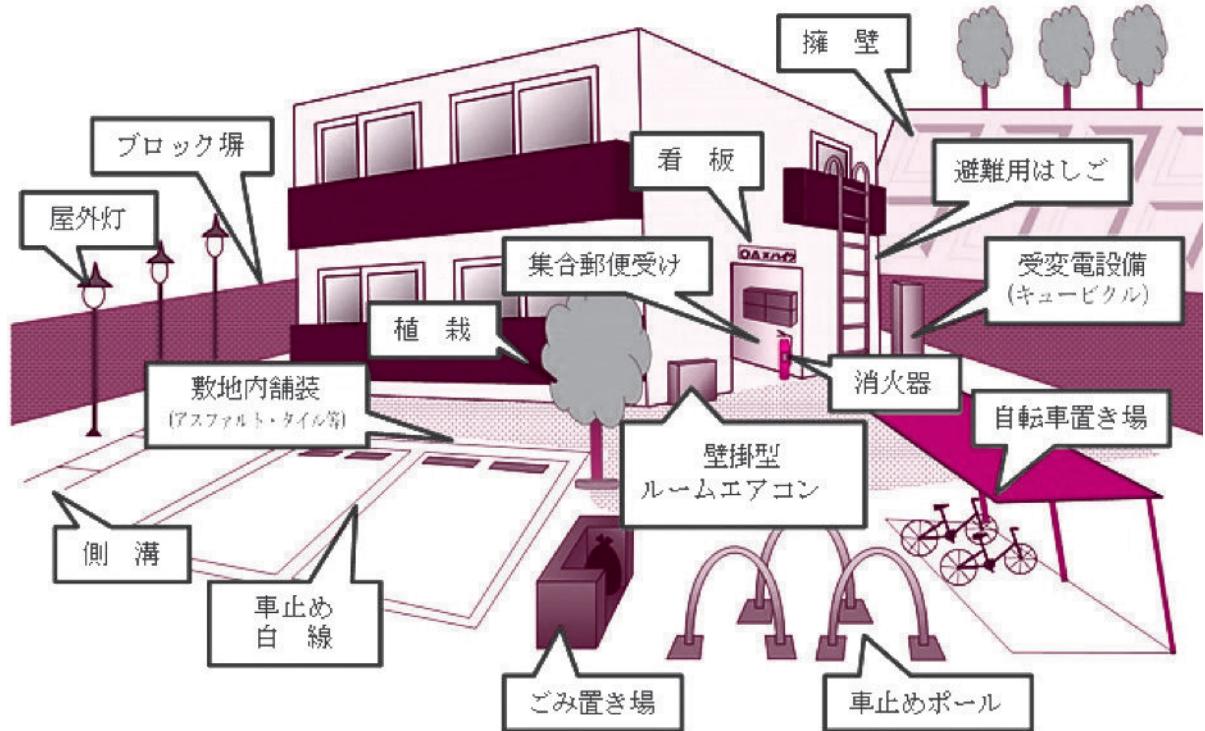
#### 第二十一章林立房事（指出用）

### III 参考資料

#### 1 債却資産の評価から税額算出まで

算出手順	解説
	計算例（P12、13 の償却資産申告書類等記入例から税額を計算）
1	<p>[資産ごとの評価額を算出] <math>r</math> : 耐用年数に応じた減価率→背表紙を参照</p> <p>(1) 前年中に取得した資産 : 評価額 = 取得価額 <math>\times (1 - r / 2)</math>  (2) 前年前に取得した資産 : 評価額 = 前年度評価額 <math>\times (1 - r)</math>  (1円未満を切捨て)</p> <p>P 13 の種類別明細書2行目「太陽光発電設備」の価額は、次のとおりです。</p> <p>令和8年度価額 = <math>4,400,000 \text{ 円} \times (1 - 0.127 / 2) = 4,118,400 \text{ 円}</math>  令和9年度価額 = <math>4,118,400 \text{ 円} \times (1 - 0.127) = 3,595,363 \text{ 円}</math>  令和 10 年度価額 = <math>3,595,363 \text{ 円} \times (1 - 0.127) = 3,138,751 \text{ 円}</math>  ⋮  令和 30 年度価額 = <math>237,695 \text{ 円} \times (1 - 0.127) = 207,507 \text{ 円} &lt; 220,000 \text{ 円}</math>  令和 30 年度の価額は、220,000 円（取得価額の 5%）になります。（評価額の最低限度→ P6）</p>
2	<p>[課税標準額*の算出]（注）課税標準額が 150 万円未満の場合、償却資産に対する税額は発生しません。</p> <p>償却資産の課税標準額 = 各資産の価額の合計（特例対象資産がある場合は、特例適用後の額で計算）</p> <p>※ 課税標準額：税額算出の基礎となるもの</p>
	<p>太陽光発電設備と同様に算出した資産（フェンス工事）の価額を合計します。</p> <p><math>4,118,400 \text{ 円} + 789,360 \text{ 円} = 4,907,000 \text{ 円}</math>（千円未満を切捨て）…①</p>
3	<p>[税額の算出]（注）土地や家屋も所有している場合、それらの課税標準額も合算して以下の処理をします。</p> <p>税額（百円未満を切捨て） = 課税標準額合計（千円未満を切捨て） <math>\times</math> 税率（1.4%）</p> <p>税額 = ① <math>\times 0.014 = 68,600 \text{ 円}</math>（百円未満を切捨て）</p>

## 2 賃貸住宅（アパート）における主な償却資産



資産の種類	主な償却資産		耐用年数
構築物	敷地内舗装	アスファルト舗装	10年
		コンクリート舗装、タイル舗装	15年
	擁壁	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	50年
		コンクリート造、コンクリートブロック造	30年
	植栽		20年
	ブロック塀、側溝、屋外給排水設備		15年
	屋外灯、看板、自転車置き場、ごみ置き場、車止めポール、車止め白線		10年
建物附属設備	受変電設備 (キュービクル)		15年
	避難用はしご (格納式避難設備)		8年
機械及び設備	太陽光発電設備 (注)		17年
工具、器具及び備品	集合郵便受け、宅配ボックス、消火器、LAN配線、ルーター		10年
	壁掛け型ルームエアコン		6年
	避難用はしご (折り畳み式縄はしご)		5年

(注) 太陽光パネル、架台、送電設備、電力計、パワーコンディショナーなどを指します (参考:P12)。

このうち、太陽光パネルと架台について、屋根材として設置された場合は、償却資産ではなく家屋に区分されます (参考:P4)。

### 3 減価残存率表

「固定資産税評価基準」別表第15「耐用年数に応する減価率表」から抜粋（法人税法等の旧定率法償却率と同様です。）

耐用年数	耐用年数に応じる減価率(r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じる減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得のもの (1 - r/2)	前年前取得のもの (1 - r)			前年中取得のもの (1 - r/2)	前年前取得のもの (1 - r)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924

#### 申告前に確認をお願いします。

- 申告書の連絡先を記入
- 申告書・明細書の所有者コード  
(本市が指定したコード) を記入
- 全資産の「取得年月日」「取得  
価額」「耐用年数」を記入
- 耐用年数等の修正があった場  
合、修正箇所を明示
- 添付書類(必要な場合→P8)

キリトリ線

442-8601

豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市役所 財務部

資産税課 償却資産係 行

← 郵送で申告書を提出する方は、  
左のラベルを切り取り、封筒に  
貼り付けて送付してください。  
( 切 手 貼 付 必 要 )